

全建労発第14号

令和6年5月1日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
(公印省略)

パートナーシップ構築宣言について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、政府では、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引関係の適正化に向けて、「パートナーシップ構築宣言」に係る取組を推進しているところです。

取引適正化に関しては、昨年11月に内閣官房と公正取引委員会が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表し、これに基づき、本年3月25日に下請中小企業振興法に基づく「振興基準」が改正されました。この振興基準は、下請事業者及び親事業者の「望ましい取引慣行」であり、パートナーシップ構築宣言は、その遵守を代表者名で宣言するものです。

振興基準の改正を受けて、パートナーシップ構築宣言の「ひな形」も同日付で改正され、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく行動を適切にとった上で取引価格を決定することなどが明記されました。

今般、国土交通省不動産・建設経済局建設業課、中小企業庁より、別添のとおり、既に宣言している企業においては、新しいひな形での「パートナーシップ構築宣言」の更新及び実行すること、宣言していない会員企業においては、新しいひな形での宣言をご検討いただくよう、周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

担当 労働部 菅原
事業部 三浦